

児童相談所設置市事務

区が児童相談所を設置することに伴い、これまで都が行っていた事務は、令和6年10月から区に移管されました。

主な事務の内容	係名・電話番号
愛の手帳に関する事	児童相談課心理担当 電話:03-6712-8261
特別児童扶養手当の判定などに関する事	児童相談課心理担当 電話:03-6712-8261
里親の登録などに関する事	子ども育成課社会的養護推進担当 電話:03-5742-7147
養子縁組民間あっせん機関の許可などに関する事	子ども育成課社会的養護推進担当 電話:03-5742-7147
児童福祉審議会の運営に関する事	子ども育成課保護児童支援担当 電話:03-5742-7146
児童委員に関する事	福祉計画課民生委員担当 電話:03-5742-6708
障害児入所給付費の支給認定や支給などに関する事	(決定)児童相談課管理事務係・相談受付担当 電話:03-6712-8261 (支給)障害者支援課障害給付事務係 電話:03-5742-7858
障害児通所支援事業等の指定などに関する事	障害者施策推進課計画推進係 電話:03-5742-6762
障害福祉サービスなどの情報公開に関する事	障害者施策推進課計画推進係 電話:03-5742-6762
結核児童に対する療育の給付などに関する事	保健予防課感染症対策係 電話:03-5742-9153
小児慢性特定疾病医療費の支給認定や支給などに関する事	保健予防課保健予防係 電話:03-5742-7846
一時預かり事業・病児保育事業に関する事	【一時預かり事業】 (届出) 私立保育所:保育施設運営課運営支援担当(私立) 電話:03-5742-6723 私立幼稚園:保育施設運営課保育管理担当 電話:03-5742-7110 (指導・検査)保育入園調整課指導検査担当 電話:03-5742-6038

	<p>【病児保育事業】</p> <p>(届出)保育施設運営課運営支援担当(区立) 電話:03-5742-6724</p> <p>(指導・検査)保育入園調整課指導検査担当 電話:03-5742-6038</p>
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に関する事	<p>子ども育成課社会的養護推進担当 電話:03-5742-7147</p>
児童自立生活援助事業に関する事	<p>子ども育成課社会的養護推進担当 電話:03-5742-7147</p>
認可外保育施設に関する事	<p>(届出)保育施設運営課運営支援担当(私立) 電話:03-5742-6723</p> <p>(指導・検査)保育入園調整課指導検査担当 電話:03-5742-6038</p>
助産施設の認可や廃止に関する事	<p>子ども家庭支援センターひとり親相談係 電話:03-5742-6589</p>
母子生活支援施設の認可や廃止に関する事	<p>子ども家庭支援センターひとり親相談係 電話:03-5742-6589</p>
児童厚生施設の認可や廃止に関する事	<p>子ども育成課児童センター管理運営係 電話:03-5742-7823</p>
保育所・認定こども園の認可などに関する事	<p>(認可)保育施設運営課保育管理担当 電話:03-5742-7110</p> <p>(指導・検査)保育入園調整課指導検査担当 電話:03-5742-6038</p>
乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・里親支援センターの認可や廃止に関する事	<p>(認可・届出)子ども育成課社会的養護推進担当 電話:03-5742-7147</p> <p>(指導・検査)子ども育成課保護児童支援担当 電話:03-5742-7146</p>
障害児入所施設・児童発達支援センターの認可や廃止に関する事	<p>障害者施策推進課計画推進係 電話:03-5742-6762</p>